

## 令和5年度税制改正～資産税～

### 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

令和5年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要についてお知らせいたします。

#### 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

- 適用期限が 令和7年3月31日までとされ **2年延長**されます。
- 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率**は、贈与税の**本則税率**とする。

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課される場合は、一般税率を適用することとした上、その適用期限が2年延長されます。

<適用時期>この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

#### ～参考～ 《制度の概要》

18歳以上50歳未満の方が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。）から

- ① 信託受益権を付与された場合、
- ② 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は
- ③ 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等での有価証券を購入した場合（以下「結婚・子育て資金口座の開設等」といいます。）には、

信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります※1。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拋出額※2から結婚・子育て資金支出額※3（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。）を控除した残額を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

- ※1 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受託権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。
- ※2 「非課税拋出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。
- ※3 「結婚・子育て資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。